

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁舎消防用設備等点検作業一式

(2) 役務の特質

長野県庁舎（本館、議会棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）の消防用設備等点検作業

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防点検資格者を12人以上有し、そのうち少なくとも1人の消防設備士を有している者であること。

(5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年5月8日（金）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年4月27日（月）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管財課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

1 落札に係る借入れ物品等の名称及び数量

電子複写機54台（附属機器及び消耗品を含む。）

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部管財課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成21年3月19日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 リコー販売株式会社長野支社

エリア事業部MA営業部

(2) 所在地 長野市風間2034番地5

5 落札金額

(1) 白黒複写料単価 0.61円×105／100

(2) カラー複写料単価 5.40円×105／100

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成21年2月5日

管財課

めに必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成21年9月10日(木) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学
食品衛生学 調理理論

3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

エ 写真(上半身、脱帽、正面、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(6,200円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成21年7月14日(火)から平成21年7月16日(木)まで(郵送による場合は、平成21年7月16日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)

なお、長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

合格者は、平成21年10月8日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)において掲示するほか、本人に通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のた

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成21年9月10日(木) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学
製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。)若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。)若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

ウ 写真(上半身、脱帽、正面、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成21年7月14日(火)から平成21年7月16日(木)まで(郵送による場合は、平成21年7月16日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)

なお、長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

合格者は、平成21年10月8日（木）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）において掲示するほか、本人に通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルランド丸子店

上田市長瀬2843番地4 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社 アップルランド

松本市大字今井7155番地28

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップルランド				
小野寺 勝彦	午前9時30分	午後9時	午前9時	午後11時
有限会社ヤマ上酒店				

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後9時30分	午前8時30分～午後11時30分

4 変更する年月日

平成21年4月2日

5 届出年月日

平成21年3月19日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年4月16日から平成21年8月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あかしなショッピングタウン

安曇野市明科中川手3741番地1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社あかしなショッピングタウン

安曇野市明科中川手3734番地

株式会社 アップルランド

松本市大字今井7155番地28

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップルランド	午前9時45分	午後8時	午前9時	午後11時
株式会社あかしなショッピングタウン				
株式会社金久				
有限会社西村商店				
中信商會有限会社	午前9時45分	午後8時	午前9時	午後8時
山崎利康				
犬養隆				
山崎けさ枝				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1		
2	午前9時15分～午後9時	午前8時30分～ 午後11時30分
3		
4		

4 変更する年月日

平成21年4月9日

5 届出年月日

平成21年3月26日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年4月16日から平成21年8月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルランド大豆島店

長野市大字大豆島字舟渡島5339番地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

高池 和夫

長野市大字大豆島1481番地1

高池 恵美子

長野市大字大豆島1481番地1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行なう者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップルランド	午前10時	午後10時	午前9時	午後11時
有限会社栗木商店				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1		
2	午前9時30分～ 午後10時30分	午前8時30分～ 午後11時30分
3		

4 変更する年月日

平成21年4月9日

5 届出年月日

平成21年3月27日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年4月16日から平成21年8月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルランド白馬店

北安曇郡白馬村大字北城8718番地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

有限会社 わだん

北安曇郡白馬村大字北城7270番地

株式会社 アップルランド

松本市大字今井7155番地28

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップルランド	午前9時30分	午後8時	午前9時	午後11時
有限会社藤野屋				

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分	午前8時30分～午後11時30分

4 変更する年月日

平成21年4月16日

5 届出年月日

平成21年4月1日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

7 縦覧の期間

平成21年4月16日から平成21年8月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

産業政策課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり行います。

平成21年4月16日

長野県知事 村井 仁

1 試験の日時等

別表のとおりとします。

2 試験の内容

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条の規定による適性試験、技能試験及び知識試験とします。

3 試験の一部免除

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第56条に規定するとおりとします。

4 受験手続等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出してください。

ア 狩猟免許申請書 1通

イ 猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し 1通

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による獵銃・空気銃所持許可に係る許可証

の写し（当該許可を現に受けている場合に限ります。）

ウ 医師の診断書 1通

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合に限ります。）

エ 写真 1枚

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

オ 返信用の封筒（受験票送付用） 1通

長形3号封筒に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手をはったもの

(2) 受付期間

ア 第1回試験及び第2回試験

平成21年8月24日（月）から9月4日（金）まで（郵送による場合は、平成21年9月4日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

イ 第3回試験

平成22年1月18日（月）から1月29日（金）まで（郵送による場合は、平成22年1月29日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(3) 受付場所

住所地を管轄する地方事務所の林務課。

(4) 受験手数料

受験手数料（5,200円。ただし、上記3により試験の一部免除を受ける者にあっては、3,900円）は、長野県収入証紙により納付してください。（申請書の所定の欄にはり、消印はしないでください。）

5 その他

(1) 狩猟免許申請書の用紙は、地方事務所林務課、市役所及び町村役場で交付するほか、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp>）からダウンロードすることもできます。

(2) 別表の参集範囲以外の試験会場での受験を希望する者は、受付時に申し出てください。

(3) 狩猟免許試験の受験者を対象とした初心者狩猟免許試験講習会を別日程で開催します。詳細については、最寄りの地方事務所林務課へ問い合わせてください。

(4) 狩猟免許試験の実施に際して収集する個人情報は、狩猟免許試験のために必要な範囲でのみ利用します。